

## 固定資産税減税に関する注意事項

2016年6月

経済産業省

固定資産税減税を検討している方は下記についてご注意ください。

1. 機械及び装置の購入後、年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。通常、申請書の受理から認定までは最大30日要する可能性があります。十分余裕を持った申請をお願いします。

なお、申請書について、申請先の相違や重度の不備がある場合は差戻しとなり、受理できない場合があります。また、軽微な不備の場合においても、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。

2. 機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。(郵送の場合は消印日を受付日とします)